

第2回青梅市選挙管理委員会日程

令和6年5月20日
午前10時00分
市役所6階
601会議室

- 1 あいさつ 川鍋委員長
- 2 報告事項 行事報告について
- 3 議 事 議案第1号 選挙人名簿の登録日について
- 4 そ の 他 (1) 東京都知事選挙青梅市役所期日前投票所投票管理者について
(2) 今後の行事予定について
(3) 次回委員会の開催日程について
日 時 令和6年6月3日（月）午前10時00分
会 場 市役所6階 601会議室
議 題 選挙人名簿登録者の決定について ほか
(4) その他

行事報告

(1) 全選連東京支部関係

5月 1日	拡大役員会 全選連東京支部定期総会	東京自治会館	12:00 14:00	委員長 ・局長
-------	----------------------	--------	----------------	--------------------

(3) 都市選連関係

5月 9日	都市選連会 都次長・係長	東京自治会館	15:00	係長
5月17日	都市選連会 都1B委員長局長	あきる野市役所	15:00	委員長・局長

※福生市長選挙 告示日：4月21日、投開票日4月28日

選挙人名簿の登録日について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年 6 月 1 日、9 月 1 日および 12 月 1 日現在における選挙人名簿の登録について、登録を行う日を次のとおり定める。

登録を行う日 令和 6 年 6 月 1 日 → 令和 6 年 6 月 3 日
令和 6 年 9 月 1 日 → 令和 6 年 9 月 2 日
令和 6 年 12 月 1 日 → 令和 6 年 12 月 2 日

令和 6 年 5 月 20 日

提出者 青梅市選挙管理委員会
委員長 川 鍋 信 夫

○ 公職選挙法

(登録)

第二十二條 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方自治法第四条の二第一項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項及び第二百七十条第一項において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）には、登録月の一日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。）に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

2～4（省略）

○ 公職選挙法施行令

(登録日等の告示)

第十四條 市町村の選挙管理委員会は、法第二十二條第一項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により登録月の一日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日に定めた場合又は同項ただし書の規定により同項に規定する通常の登録日後に変更した場合には、直ちに当該登録を行う日を告示しなければならない。

2（省略）

今後の行事予定

(1) 全選連関係

5月30日	全 選 連 通 常 総 会	文京シビックホール	13:00	委員長、委員、局長
-------	---------------	-----------	-------	------------------

(2) 都市選連関係

5月22日	都 市 選 連 第 2 回 局 長 会	東 京 自 治 会 館	15:00	局長
-------	------------------------	-------------	-------	----